

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

2023年1月号 (Vol.1)

弁護士 岡田 淳

TEL. 03 5220 1821

[atsushi.okada@mhm-global.com](mailto:atsushi.okada@mhm-global.com)

弁護士 輪千 浩平

TEL. 03 6266 8750

[kohei.wachi@mhm-global.com](mailto:kohei.wachi@mhm-global.com)

弁護士 蔦 大輔

TEL. 03 6266 8769

[daisuke.tsuta@mhm-global.com](mailto:daisuke.tsuta@mhm-global.com)

弁護士 鈴木 里沙

TEL. 03 6266 8776

[risa.suzuki@mhm-global.com](mailto:risa.suzuki@mhm-global.com)

弁護士 呂 佳叡

TEL. 03 6266 8995

[kaei.ro@mhm-global.com](mailto:kaei.ro@mhm-global.com)

1. Web3.0 やメタバースをめぐる近時の議論状況
2. 産業構造審議会（不正競争防止小委員会）：「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（案）」の公表
3. 総務省：「外部送信規律に係る電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案」の公表
4. サイバーセキュリティ協議会：「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイドダンス（案）」の公表
5. 総務省：誹謗中傷等の違法・有害情報に対するプラットフォーム事業者による対応の在り方についての意見募集
6. 文化庁：「文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書（案）」の公表
7. 消費者庁：「ステルスマーケティングに関する検討会報告書」の公表
8. 国土交通省：「自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会報告書」の公表

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

テクノロジーに関連する各種法令の動向はめまぐるしく変化していますが、関連する法分野や事業分野が多岐にわたることもあり、横断的にその全体像を把握することは容易ではありません。また、テクノロジー関連法の動向については、グローバルでの注目度も高いことから、日本語だけでなく英語を含めたタイムリーな情報発信を望まれるお声を多く頂きました。

そこで、2023年からは、テクノロジー・知的財産、電気通信における横断的な最新情報を日本語と英語の双方で速報性を重視して発信するためのニュースレター「TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES」を配信させて頂くこととし、このたび、2022年12月中のニュースを対象とした第1号を作成する運びとなりました。

今後、隔月に1回の頻度を目安として（また、提供すべきニュースがあれば随時タイムリーに）、定期的にご案内差し上げたく存じます。実務における一助としていただければ幸いです。

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

## 1. Web3.0 やメタバースをめぐる近時の議論状況

近年、Web3.0 という新しいデジタル技術を活用した分散型アプリケーションや、メタバースなどの仮想空間を利用したビジネスが驚異的なスピードで展開しています。こうした新しいデジタル技術の展開については既存の法規制では捕捉できないところも多く、関係省庁における政策展開の議論が益々活発になってきています。2022年には、[デジタル庁のWeb3.0研究会](#)、[大臣官房Web3.0政策推進室](#)、[総務省のWeb3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会](#)など、各関係省庁において研究会が続々と設置され、関係省庁における注目度の高さが窺われます。

例えば、デジタル庁のWeb3.0研究会は2022年12月27日に、[Web3.0研究報告書](#)を公表しており、デジタル資産や分散型自立組織(DAO)などWeb3.0に関する課題やリスク、環境整備についての議論をまとめています。なお、Web3.0の定義には、メタバースが一般的に含まれるわけではないものの、Web3.0を実現するためにメタバースが利用され、様々な場面で両者が接合する場面も想定されることや、プラットフォームの責任や法執行の在り方など、共通した課題も多いことから、今後適宜連携して課題解決をしていくことが基本的な方向性として示されています。

メタバースについても、[メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議](#)が2022年11月に設置されており、各分科会において、今後アバターの肖像権などメタバースの領域において問題となる法的課題について、法的整理の明確化やソフトロー整備の要否などが具体的に議論されていく予定です。

現時点においては、いずれも方針についての議論状況にとどまり、必ずしも具体的な法的規制のレベルに議論が落とし込まれているわけではありませんが、2023年にも引き続き、分野横断的に関係省庁の政策展開が進むことが予想され、今後の展開に注視していく必要があります。

## 2. 産業構造審議会（不正競争防止小委員会）：「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（案）」の公表

産業構造審議会・知的財産分科会不正競争防止小委員会は、2022年12月14日に、「[デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（案）](#)」を公表しました。これは、2021年度よりデジタル社会における不正競争防止法の将来課題について審議を行った内容を取りまとめた[中間整理報告](#)に基づき、引き続き同法の改正の要否・具体的な方向性について検討を行った結果をとりまとめたものとなります。

この報告書（案）では、①デジタル時代におけるデザインの保護、②限定提供データの規律の見直し、③涉外事案に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備、④損害賠償額算定規定の見直し、を含む7項目について対応の方向性を整理しています。

対応の方向性が明確にされた論点のうち、特に注目されるのは、上記①について、メ

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

タバースを含むデジタル空間上で模倣品が出回った場合にも被害者の側で実効的な対応が取れるよう、ネットワーク上での商品形態の模倣行為を不正競争の対象に追加するほか、同法における「商品」の概念に無体物が含まれることを明確にするという方向性が示されています。

この報告書（案）については、2022年12月14日から2023年1月19日まで意見募集が実施されており、意見募集の結果を踏まえて最終的な報告書として確定し、その後不正競争防止法改正が進められる見込みです。

### 3. 総務省：「外部送信規律に係る電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案」の公表

2022年改正電気通信事業法（2023年6月16日施行予定）で導入された[外部送信規律（改正法27条の12）の具体的な運用に関するガイドラインの解説案](#)が、2022年12月23日に開催された[第22回会合](#)で示されました。本ガイドライン解説案の検討はこれで終了し、今後、「[特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ](#)」において別途検討される、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律（改正法27条の5～27条の11）についてのガイドライン解説案と併せて、意見募集に付される見込みです。

外部送信規律は、利用者に対し、ウェブブラウザやアプリケーションを通じて、規律対象となる電気通信役務を提供する際に、利用者の電気通信設備（PC、スマホ等）に記録された利用者情報（Cookie等の識別子や閲覧履歴に関する情報等）を利用者以外の者に外部送信するよう指令する通信を行おうとするときは、利用者に対して通知・公表等を行う義務を課す規律です。

上記ガイドライン解説案では、外部送信規律の対象となる具体的な電気通信役務として、①メールサービス、ダイレクトメッセージサービス、クローズドのウェブ会議システム等、②SNS、電子掲示板、動画共有サービス、オンラインショッピングモール、シェアリングサービス、マッチングサービス等、③オンライン検索サービス、④ニュースや気象情報、動画、地図等の各種情報のオンライン配信・提供サービスが挙げられています。電気通信事業法の届出・登録の対象ではない電気通信役務にも適用され、特に④については幅広いオンラインサービスが対象となります。（但し、企業が自社サイトで自社商品に関する情報発信を行っている場合や、小売業者が自社のオンラインショッピングサイトで自社商品を販売している場合などは、自己の需要のために電気通信役務を提供しているに過ぎず、「電気通信事業」を営んでいるとはいえないため、電気通信事業法自体が適用されず、よって外部送信規律も適用されません。）

通知・公表等を行うべき事項は、①送信される利用者情報の内容、②送信先の氏名・名称、③送信される利用者情報の利用目的とされ、通知・公表等を行うべき方法としては、日本語で記載し、専門用語を避け、平易な表現を用いることや、利用者が拡大等の操作を行わずとも視認しやすいように適切な大きさと文字を表示すること、ポップアッ

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

プを使って通知したり、利用者が容易に到達できるページで公表したりすることなどが定められています。

ウェブブラウザやアプリを通じてオンラインサービスを提供している事業者においては、まずは自社サービスが外部送信規律の適用対象となっていないか検討し、(もしあれば) 既存の Cookie ポリシー等で対応できているか、あるいは、改定や、新しく策定・公表を行う必要があるかを検討するなど、対応が求められます。

#### 4. サイバーセキュリティ協議会：「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス (案)」の公表

2022 年 12 月 26 日、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター (NISC)、警察庁、総務省、経済産業省は、[「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス \(案\)」についてパブリックコメントを開始](#)する旨を公表しました。意見提出期限は、2022 年 12 月 27 日から 2023 年 1 月 30 日までとなっております。これは、サイバーセキュリティ基本法 17 条に基づき設置されているサイバーセキュリティ協議会の運営委員会において、2022 年 4 月に設置された「[サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会](#)」における検討を経たものです。

サイバー攻撃を受けた被害組織が、被害に関する情報を共有 (又は公表) する際の実務上の参考となるガイダンスがないことを踏まえたものであり、「何のために」「どのような情報を」「どのタイミングで」「どのような主体に対して」共有・公表するのかというポイントを整理したものとなっております。情報共有と公表の意義や流れについての一般論としての解説のほか、具体的な点は FAQ 形式で構成されています。FAQ は、各問と回答が 1 ページずつにコンパクトにまとめられ、それぞれの回答には補足の解説も付属しています。

#### 5. 総務省：誹謗中傷等の違法・有害情報に対するプラットフォーム事業者による対応の在り方についての意見募集

総務省では、プロバイダ責任制限法の改正による発信者情報開示請求手続の簡素化 (2022 年 10 月 1 日施行) や、[プラットフォームサービスに関する研究会](#)におけるプラットフォーム事業者に対するモニタリング等を通じて、誹謗中傷等の違法・有害情報対策を行っていたところでしたが、今般、より集中的な検討を目的として、同研究会の傘下に「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」が立ち上げられ、2022 年 12 月 26 日に[第 1 回会合](#)が開催されました。同ワーキンググループにおける検討の参考とするため、コンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保や、プラットフォーム事業者の役割といった、[誹謗中傷等の違法・有害情報に対するプラットフォーム事業者による対応の在り方について意見募集](#)がされており (令和 5 年 1 月 26 日で締切済み)、今後、同意見募集の結果を踏まえて検討が進め

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

られる見込みです。同ワーキンググループの検討の結果によっては、従前、上記研究会で調査対象となっていた EU デジタルサービス法等のように、プラットフォーム事業者に対して違法・有害情報に対する対策実施や透明性確保を義務付ける新しい規律が導入される可能性もあり、今後の動向が注目されます。

## 6. 文化庁：「文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書（案）」の公表

文化庁は、2022 年 12 月 27 日に、「[文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書（案）](#)」（概要は[こちら](#)）を公表しました。これは、2021 年度より「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」の諮問を受けて文化審議会著作権分科会法制度小委員会で審議が行われており、法制的な観点からの検討についてとりまとめを行ったものとなります。

この報告書（案）で特に注目されるのは、①簡素で一元的な権利処理方針と対価還元、②損害賠償額の算定方法の見直し、に関する今後の法整備に向けた方向性です。

上記①については、著作物等の利用の可否や条件に関する著作権者等の意思が確認できない著作物等について、一定の手続を経て、使用料相当額を支払うことにより、著作権者等からの申出があるまでの間の当該著作物等の時限的な利用を認める新しい制度を創設するとしています。

上記②については、特許法の令和元年改正と同様に、著作権侵害に対する損害賠償請求においても被害回復のための実効的な対応策の一環として、(i) 侵害者の譲渡等数量のうち、著作権者等の販売等の能力を超える部分などについて、侵害者にライセンスしたとみなして、ライセンス料相当額の損害賠償を請求できることとすること、(ii) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、著作権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を著作権法改正で明記する方向性が示されています。

この報告書（案）については、2022 年 12 月 28 日から 2023 年 1 月 18 日まで意見募集が実施されており、意見募集の結果を踏まえて最終的な報告書として確定し、その後著作権法改正が進められる見込みです。

## 7. 消費者庁：「ステルスマーケティングに関する検討会報告書」の公表

消費者庁「[ステルスマーケティングに関する検討会](#)」は、2022 年 12 月 28 日に、[報告書](#)を公表しました。

インターネット広告市場の拡大とともに、いわゆるステルスマーケティングの問題が顕在化する一方、日本では、現状、表示内容に優良誤認・有利誤認がない場合には、景品表示法により規制できず、諸外国に比して、法規制の整備が不完全な状況であるとの指摘がなされてきました。

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

かかる状況を踏まえ、適切な表示を実現する観点から、インターネット広告市場の健全な発展に向けた対応策を検討するため、2022年9月から開催された検討会での議論をとりまとめたのが、この報告書です。具体的には、広告であるにもかかわらず広告であることを隠すステルスマーケティングにつき、自主規制のみでの対応は難しいため、景品表示法による規制の必要性があり、同法5条3号に基づく告示として、新たに、不当表示の類型に指定することが妥当かつ現実的との提言がなされました。

告示案としては、「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの。」が妥当であると整理され、運用基準の方向性も示されました。

今後、この報告書に基づき、上記の新たな告示の指定及び運用基準の作成が予定されています。

## 8. 国土交通省：「自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会報告書」の公表

国土交通省「[自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会](#)」は、2023年1月に、[報告書](#)を公表しました。

これは、2022年4月にレベル4に相当する運転者がいない状態での自動運転である特定自動運行の許可制度の創設等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、旅客/貨物自動車運送事業者が、従来と同等の輸送の安全を確保しつつ、自動運転車を用いて事業を行うことを可能とするためのルールの見直しについて検討したものです。

この報告書では、(i) 運転者が存在する場合と同等の輸送の安全等の確保、(ii) 遠隔監視業務等を外部委託する場合などにおける運送事業者の責任という2つの基本的な枠組みが提示され、それに基づき、5つの論点が検討されています。

この報告書により、運転操作以外の業務を行う者として配置される「自動車運行従業者（仮）」の要件や一定の装置・設備の確保等、法整備の方向性が示されました。他方で、自動運転車による運送事業における安全の確保については、個々の事業者において検討・対策を委ねられた点もあります。

今後、同報告書に基づく法令改正が行われる予定となっています。

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm\_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com